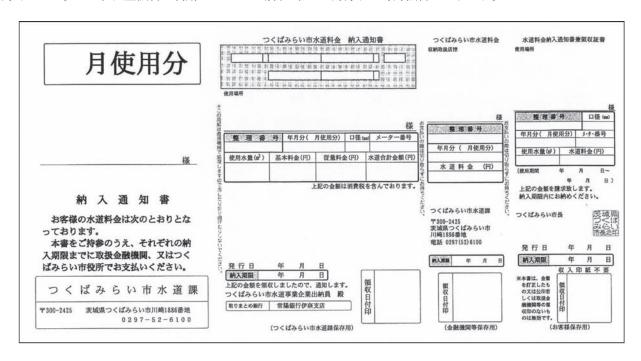
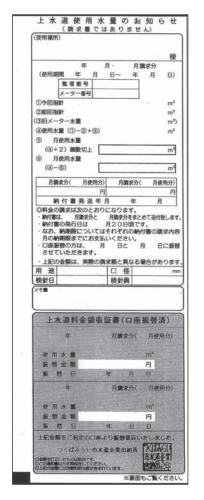
5月請求(4月使用)分からの納付書を次のとおり変更します。2ヵ月分の納付書(検針月の前月使用分と検針月の当月使用分)をまとめて隔月に送付いたします。最初の納期限内に次の納期限分を併せて納付することもできます。期限内納付にご協力ください。なお、口座振替を利用されている場合は、1ヵ月分ずつ毎月振替となります。

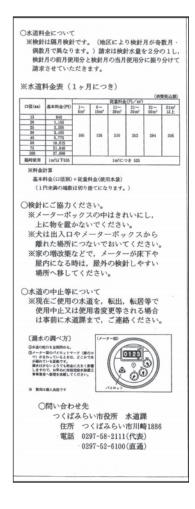


検針は、隔月の20日から月末までの期間に行います。その際に発行する「上水道のおしらせ」は次のように変更になり、2ヵ月分の使用水量と請求額が確認できるようになります。

(表)



(裏)



検針 期限等の い1月号」 方法 詳 の10~13ペ 時 細に 期 ま つ らたは、 い 7 ージをご覧ください は 料 金算定方法 広報つくばみら 納入

◆問い合わせ先 水道課(水道事業所) ☎52-6100